

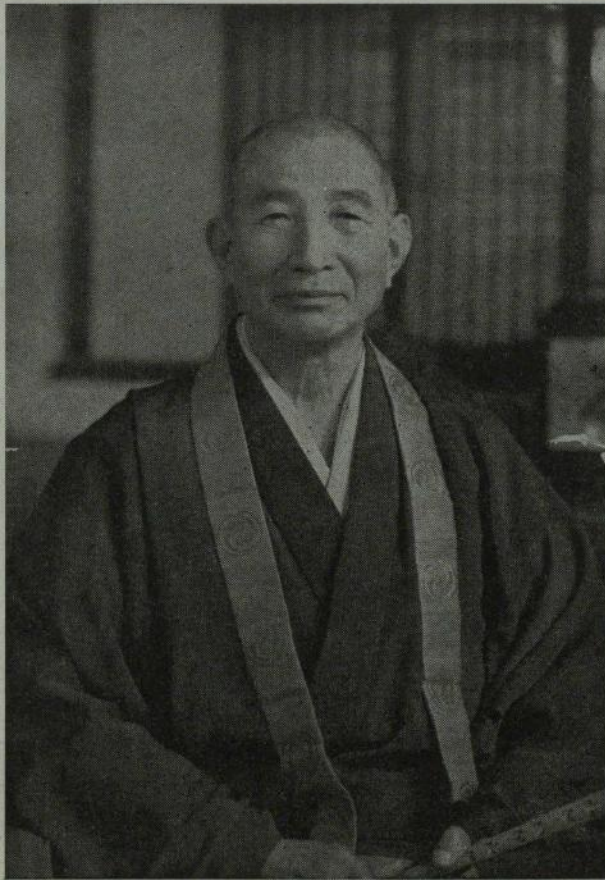
NO 168

全 仏

7 / 46

平和と幸福はすべての人の願いである。世界中いずれの国でも平和を表徴^{はたしる}としていているし、どのような社会、団体でもこれを口に唱え^なないものはない。しかしなぜその実現が出来ないで、はてしない闘争を繰り返しているのであろうか。

聖徳太子は「和をもって貴しとなせ」と憲法のはじめに述べられている



(和宗四天王寺管長出口常順貌下)

る。古くてしかも新らしい千古不磨の金言である。その和を実現するために「篤く三宝を敬え」と仰せられて、み仏に合掌して、自己の心の狂れるのを正すことの大切なことを教えられている。昭和元祿といわれる今、自己の自由と幸福のみ求めて、平和を保つことを他人に要求して自分の心をすこしも反省しない人が多い。太子千三百年の御忌にあたり、この思いを一層新たにす。

「墳墓地貸付業」という独断的規定に 対する宗教者の提言

郡 司 博 道

(全日本仏教会評議員
曹洞宗昌林寺住職)

一、問題の焦点



法人税法施行令の一部を改正する政令の公布により昭和四十六年四月一日から、寺院の行っている不動産貸付業の適用範囲が著しく拡大され、ほとんど全面的課税となった。このことはかねて予期されていたが、限定列举主義が、限定除去主義にかわったことに伴い、その除去例として、宗教法人の経営している墓地を「墳墓地貸付業」として独断的に規定したため、新たな問題が生じたのである。

宗教法人法(以下法という)八十四条に「国及び公共団体の機関は宗教法人に対する公祖公課に關係のある法令を制定し、若くは改廃し……する場合、宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重しなければならない」旨を明記してあるにも拘らず、寺院の墓地経営管理を「墳墓地貸付業」と規定したことを、このまま黙過することは出来ないと信ずるものである。成程政令によれば非課税であるから、それが尊重であるといえないこともないが、問題の焦点は、そのような形而下のことではなく「墳墓地貸付業」として、規定したそのこと自体にあると思う。何故なればこの規定は、経営者である寺院のみならず、使用者である檀信徒の宗教

感情を著しく傷けるからである。

二、寺院墓地の特性と慣習についての証言

寺院の経営管理する墓地が政令の規定するような「墳墓地貸付業」であるか否か、斯界の最高権威の一人である中大名普教授、元大審院判事吉田久氏の「墓地所有権論と墓地使用権論」より著者の承諾を得て次に引用すると、

共葬墓地において経営者は墓地使用規則を定め、該規則では墓地使用契約の締結につき一定額の使用料を徴することを定めるのが普通である。現に東京都墨園使用条例は墓地使用契約の成立につき一定の使用料を徴取することを規定している(八条)この場合には墓地使用契約は有償契約の性質を有する。しかし墓地使用契約は債権契約ではない。墓地使用契約には、しかも民法五五九条に、いわゆる有償契約は債権契約たる有償契約を指称するから、同条の適用なく、従って売買の規定は墓地使用契約には準用されない、寺院墓地については慣習的に寺院墓地を使用している檀家が、齋米、付届けと称して永年に亘って金品を寺院に納付している場合があり、また檀家であるが故に、最初一定金額を支払って墓地使用権を取得することもある、この場合にはその墓地使用契約は有償契約の性質を有しはしないかとの疑問を生ずる。しかし寺院墓地の使用について、担信徒が寺院に金品をつけ届け、も

しくは支払をすることは、墓地使用権設定の対価を以て目すべきでなく、布施行為であると解するのが慣習法的には正当であるとわたくしは考える。布施行為の觀念は、持っているものが、持っている物を無償で他人に与えることであつて、その与えることによつて相手方に対する義務を課するものでないことにその特性がある、すなわち布施行為においては一方はその持っている物を他方に無償で与えそれに対して他方が持っている物を一方に与えても、その間には対価交易の關係を生じないのである。寺院墓地において寺院側でその所有墓地を檀徒に使用させるのは、寺院がその持っている墓地の使用利益を檀徒に施すものであり檀徒は、その持っている金品を寺院に布施するものであつて、それは寺院と檀徒との關係上対価的の關係において行なわれるものでないかとの相当である。従つて布施關係である、あたかも寺院において死者のため説經を乞ふものが、寺院に、ある金品を納めるのも、布施行為であるのと何ら違いがない。なお寺院によつては檀徒の墓地使用につき金品を申し受けない実例があるのも、檀徒の墓地使用關係が布施關係にある一つの証左といひ得よう、このようにみると、寺院の墓地使用につきその使用者が支払う金銭は、双務対価交易關係において賃借人が賃借人に支払う賃料とはその性質が違ふ。またその使用につき檀徒が金品を納付しない場合も寺院と使用者との契約關係は、使用貸借契約上の關係では無いとわたくしは考えるのである……。

以上の引用文によつて、寺院の経営管理する墓地が墳墓地貸付業というものは全く次元を異にしたものであることが判る。寺院と檀徒の布施行為が結果的に収益が將來されるにすぎないものである。

したがつて寺院墓地を「墳墓地貸付業」と規定したことは、法八十二条の精神を無視したものと断ぜざるを得ないのである。

三、提言に対する諸意見にこたえる

この提言にはおそらく二つの批判的意見が予想されるので予じめ卑見を述べたい。その一つは、功利的無害論である。非課税であるし、大蔵省の独断の規定であるからいささかも拘束される必要が無い。従って黙殺すべきだとする意見である。しかし非課税といっても現時点での措置であって、将来に向けては何らの保証もないのである。現に宗教法人と同じく民法三十四条の規定により設立された法人の行なう「墳墓地貸付業」についても非課税であるが筆者が厚生省環境衛生局長浦田純一氏に会見してたしかめたところによれば、大蔵省の原案では、非課税は宗教法人のみであったのに対し、厚生省が公益事業に対する課税は望ましくないことと反対した結果、現行のようにあらためられたことであるから、政令改正は新たな立法措置でないので主務官庁の間で立案し、閣議、それも主として持ち廻り閣議で決定、公布となるので事前に阻止する何の手段もないのである。

他の一つは寺院経営の墓地の中には極めて少数ながらこの規定に該当若しくは類似する形態のものがあるという事実を踏まえてする良心的批判論である。卑言を以てすれば、教をついて蛇を出すな式意見である。

宗教法人法六条二項に、その目的に反しない限り公益事業以外の事業を行なうことが出来ることであるから当該法人等は法十二条七項により所轄庁の認証を受け収益事業として墳墓地貸付業を行なえばよいのであって、他の法人の関り合うべきことでは無いのである。

四、対策について

この提言の目的は、単なる糾弾ではないので具体的対策について考えられることは、積極的には全仏、日宗連等がこの問題を採り上げて、法八十二条に抵触することを訴因として、大蔵大臣に対し「政令第五条第

五号(二)を撤回し

「宗教法人又は民法第三十四条の規定により設立された法人の行なう墓地の経営管理は不動産貸付業とは見做さない」という条文の新設を要求する訴訟を起こすことである。消極的対策としては宗教法人法に墓地に関する規定のないのは致し方ないが、包轄法人又は被包轄法人の規則に(準則)本来の目的達成のための宗教活動として墓地を経営するということを明記することである。この場合、大蔵省の規定と競合するがそれは止むを得ない。

五、派生を予想される問題について

現行政令によれば除外例を除き、所謂墳墓地貸付業に対し法人税を賦課することになったのであるが、しからばその用に供する土地についてはどうなるのであろうか、現在では地方税法三三八条四項により非課税であるが、収益事業の用に供する土地についての非課税は一見不条理のように取られやすく、そこに課税の危険性がある。しかし墓地の免税には長い歴史的背景がある。境内地等に対する免税には「もっぱら宗教活動の用に供する」という前提条件があるが、墓地については無前提、無条件なのである。

わが国に於いては武家、徳川時代には見捨地として免租であり、明治七年十一月七日太政大臣布告で除税地とされ現在に至っている。このことは人類進化の過程において数十年前、ヨーロッパに居住したネアンデルタール人(いまの人類の直系の祖先ではない)がすでに礼拝物としての墳墓を所有していたという考古学的事実に徴し、宗教観念に先行する、より根源的な人類観念に対する配慮に基づくものといわなければならない。若し万一、地方自治体の財源難に籍口して墓地(収益事業に供するものも含め)に固定資産税を賦課するようなことになれば、中世ヨーロッパにおける悪名高き窓税……(日光の採取量に課税)以上の惨情で

あり税制として容認出来ないだけでなく、人間存在の根源に対する許し難き冒瀆無遜なる挑戦として、全宗教界をあげて阻止すべきであると信ずる。

暑中御見舞い申し上げます

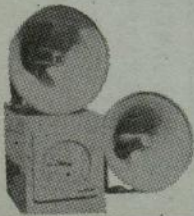
財団法人 全日本仏教会

- 会長 大谷 光照
- 副会長 出口 常順
- ” 平林 有高
- 理事長 稲田 稔界
- 常務理事 一 同
- 事務総局 一 同

全日本仏教会御推奨

電気梵鐘

これは便利! 費用は安く効果は抜群、座して天下の名鐘を聞く。幼稚園では、ベル又はチャイム使用可能



重量(木・トロンベト)2.5kg
金式拾五万円也
設計製造工事費は別也

製作 原 秀
東海電機株式会社
〒244 横浜市戸塚区大塚町1005番地
TEL (045) 861-3811 代表

「全仏」の機構刷新へ

委員会が答申書作成

全日本仏教会の名称のもとに「全一仏教運動」が提唱されてからすでに久しいものがある。しかし一般社会より指摘される仏教の沈滞は、とりもなおさず全日本仏教会の低迷につながるものともいえよう。これは、ひとり全日本仏教会当局のみの責任ではなく、むしろ構成各宗派、団体が共に再考、努力すべき問題として昨夏以来、各宗派、団体より代表を選出し、制度調査委員会を構成し、全仏の機構、内容の全般に亘って検討を重ねてきたが、去る六月十九日にその結論としての答申書が事務総局に提出された。今月十九日常務理事会が事務総局において開催され、この答申書にもとづく機構改革が話合われた。制度調査委員は、伊藤勝淳(委員長・真溪義貞(副委員長)別所弘因(同)郡司博道(同)朽木正巳、岸本賢祐、春田義正、藤田説量、寿山良知、児玉文礼、宮田謙啓、浅井堅教、丸山日進、田中亮三、山本杉の各師である。

「全仏」の機構刷新に関する答申書

財団法人

全日本仏教会制度調査委員会

前 文

財団法人全日本仏教会は、昭和四十五年六月二十七日開催の常務理事会に於て「財団法人全日本仏教会制度調査委員会」の設置を決議し、別記の者を委員に委嘱した。委嘱を受けた委員は昭和四十五年十月十二日第一回総会を開催して正副委員長を互選し、今後の調査方針について協議したが、まず調査目的がこの法人の目的および事業を、現在の社会状況に即

応して完全に發揮し、適正な活動の展開によって教界の内外からの要望に応え得る強力な体制を確立することにあることを確認し、且つ全仏当局は調査委員会の答申を最大限に尊重してその具現に努める旨の言明を得た。続いて第二回総会を昭和四十五年十一月三十日に開催、全委員から「全仏」が当面している問題点を抽出して意見を交換、さらに、翌年二月十日、委員会が答申案作成作業について基本方針を決定し、同十七日総会で意見を調整、更に問題点の掘り下げなどを行った結果、従来のべられた各委員会の意見・要望を中間報告書として纏めることを申し合せ、この作業に当る小委員会を

設置した。即ち小委員会は、三月四日第一回委員会を開催して中間報告案を検討し、若干の修正を行って六月十九日の最終総会でこれを決議し決定した。

全 仏 小 史

全日本仏教会の現状を分析し、その問題点を抽出して将来の刷新を図るためには、一応「全仏」の小史を顧みる必要がある。極めて簡単に過去の経歴を眺めることとした。ただし、その発足当初の資料が乏しいため、必ずしも正確な発展史を握んだものとは言えないのは遺憾である。ただ明治三十三年頃に仏教懇話会として誕生した古い歴史を持っていることだけは間違いない。即ち明治三十二年、山県内閣が突如として第十四帝國議案に、宗教法案なるものを貴族院へ提出し、明治憲法第二十八条の信教自由の条文を根拠として神・仏・基を平等一律とし、しかもこれを国家監督下に置こうとした。これは宗教という精神活動を物質的存在視し、官僚の統制下に置こうとする暴挙であるとして猛烈とした反対運動が起った。石川舜台師を中心とする教界内外の有力者が十三宗五十六派に飛檄してさまざまの旋風が起った時代を背景としてこの懇談会が誕生したものと推測される。しかしこの法案は賛成一〇〇、反対一一で否決され、それ以来宗教法案は一種のタブーとして廿七年の歳月が流れた。従ってこの間仏教界も無風状態で、各宗の共通活動も殆んど見るべきものが

ない。大正十五年に到って政府は宗教制度調査会を設置し、官民から委員を挙げて調査を開始し、昭和二年・昭和四年と宗教法案が帝國議案に提案されるに当りここでまたこのような背景のもとで仏教連合会と各宗共同運動体として誕生を見た。宗教法案なるものについては、依然として猛烈な反対運動はあったが、これは監獄教師問題、羅馬法王庁使節派遣問題、三教合同問題などともに教界外部の有識者によって展開されたものが多く、仏教連合会はむしろ政府とつねに妥協的な態度を取り続けた感があり、昭和十四年三月二十三日の第七十四議會で宗教法は宗教団体法として通過した。この間の仏連の態度は、宗教団体法に付属して提出された「寺院等に無償にして貸与しある国有財産の処分に関する法律」に魅力を感じ、ひたすらその実現のために主力を注いだ。当時の仏連は以上のように寺院の権益擁護を中心としたもので、その規則第二条に規定されているように

(第二条 本会は各宗派管長及び宗務の要職者を以て組織する) 管長親睦会、宗務長連絡会といった形で運営されたもので、後藤環爾、渡辺海旭、湯沢龍岳、柴田一能、上野舜穎、大森亮順、阿部慧水、溪内式恵、祥雲晚成師等、当時の巨頭の会議の感が深く、その総支配人であり金主でもあった服部賢成氏が自ら持出しで主事を勤め、PR機関として竹内紫明氏が囑託として「政教新論」を発行していた。後、窪川旭丈、市橋寛俊氏が主事を

勤める頃から、漸く各宗の共同体の体裁を整え始めた。昭和十四年宗団法、境内地無償還付法が通過して以来、仏連は、中心的目標を失ったが、一面時局は順次風雲急を告げる時代を迎え、戦時体制が進み、国民精神総動員が布かれるに到って、仏連は大日本仏教会として改組され、更に教派神道、キリスト教の各派と連合して宗教報国会を結成、文部省、に事務所を置いて戦争遂行の協力体制を取らざるを得なかった。

その後事務所は曹洞宗務院、増上寺へと移転したが、終戦後は報国会は解散され、仏教側は以前の名称にかえって仏教連合会となり、女子会館から更に築地本願寺へと移って行った。

終戦により宗団法は廃止を命ぜられ、いよいよ司令部の宗教政策が始まるわけであるが、この時代ほど仏連が活動した時代はない。即ち、占領軍の宗教政策とは一体どのようなものであるのかという不安に対処して、どのようにわが宗教界に大きな衝撃を与え、一部寺院に取っては致命傷ではあったが、司令部に対し積極的に指導的立場をとり、法人格の再取得、税政改正などへの対処を適正ならしめつつ、信教の自由と政教分離の環境を獲得して宗教活動の展開を容易ならしめたことは、当時の仏連の功績は極めて大であった。また仏連を単なる宗派の連絡機関に終らせることなく、全寺院の結束を固めるために、地域仏教会の育成に力を注ぎ「地域仏教会連合」の組織化を図

ったことも特筆すべき事項である。昭和廿六年には占領が終結し、従って仏連の占領下における任務も果し得たので、これを機会に仏連自体の体質改善を企図し着々その構想を練っていた折も折、第二回世界仏教徒会議の日本開催が企画され「世界仏教徒連盟日本連盟」が結成され若干仏連との間に意志の疎通を欠く面もあったが、結局「仏連」と前記「世仏日本連」とが合併して改めて財団法人「全日本仏教会」が誕生したわけである。今年には正に財団設立満十四年である。この間改組されたのは、仏教東漸七十年記念会が提唱した仏教文化の昂揚問題を採用して昭和三十八年文化局を増設し「日本仏教文化会議」の機構をも運営することとなって今日に到った。

全仏の現状分析

財団法人全日本仏教会が誕生するに当たって論議の中心となったのは機構の問題であった。即ち基督教協議会のように「日本仏教徒協議会」とでも称する僧俗一体の一大組織を結成して基金を確保し、あらゆる分野に仏教勢力を浸透せしめる参謀本部、つまり仏教センターを創設するか、或は従来の仏連を法人化するか、そしてまた法人化の場合、財団を選ぶか、社団を選ぶかの点が、種々検討された。その結果、その時点では一応財団の形式で、内容的には社団の趣旨も採り入れることに決定して誕生したのが現在の寄付行為を内容とする財団法人全日本仏教会

である。

こうして生まれた全仏に対し、いつも内外から問題とされる事柄に全仏は連絡機関か、それとも独自の事業を展開する団体かということである。全仏小史によって明らかなように過去の歴史の多くは宗派間の連絡を中心とした部分が比較的多くを占めている。しかし一面宗派・寺院の権益擁護の運動のための協力が一貫して流れている。実は、本来の目的は正にこの共同利益の擁護にあったことは明らかである。このことから共同擁護の問題がない時点ではつねに全仏の存在が等閑視されるので、この風潮がややもすると全仏の連絡機関論が生まれる原因である。ところが現在の全仏は正に宗派を超えた国から人格を与えられた公益団体であることを認識しなければならぬ。

何故なら公益をも目的としない社交クラブ・相互扶助の会のごとき会員の精神的・相互扶助の目的とし、親睦を図るだけの団体には民法法人の資格は付与されないからである。全仏は民法法人となった目的、従って国がその設立を許可した根拠は公益を追求することを目的としていからにある。明らかに全仏寄付行為の目的および事業には「仏陀の和の精神を基本とし相互の連絡を緊密にして全国の仏教各種運動に全一性と計画性をもたせ真に時代に即応する活発な全一仏教運動の展開と、仏教による国際文化の交流を促進し、もって仏教文化の宣揚と世界平和の進展に寄与する」と強調し、事業と

しても、仏教文化運動の総合的企画・促進、仏教各種運動の実践および育成、仏教界の各種の調査研究を規定している。従って財団となった目的と公約した事業からすれば、当然積極的に事業を遂行する義務を持っていることを再確認すべきであり、もしも単なる連絡・親睦を目的とすることだけで足りるとするならば、財団として敢えて法人格を保存する必要はない。しかし、ここでは財団としての全仏の現状を分析するのが目的である。この観点からすると、全仏の現状には根本的な欠陥が極めて多い。そもそも財団は、一定の目的に捧げられた財産の集合体であって、一定の規則に従って管理され、社会生活の上で独立した権利義務の主体、即ち人格として認められるものである。

一方社団の場合は、一定の目的を追究するために集まった人の集団に権利義務の主体、即ち人格としての地位が与えられたものであって、その根本規則である定款は、社員総会が最高意志決定機関であることを原則として規定しなければならぬ。全仏は財団であるが故に、本来なら、その寄付された財産の果実、或は寄付金で運営されるべきであるが、根本の基本財産が極めて少額であるので、社団の内容の一部を採り入れて会員（加盟団体）からの拠出金をもって運営されているという変形財団である。このような例は現在極めて多いが、またそれだけにしばしば矛盾に逢着する場が多い。

昭和 4 6 年 7 月 1 日

全仏は明らかに財団である。従つて財産を管理し、事業を運営する最高責任の機関は理事会でなければならぬ。然るに加盟宗派は寺院数を基準として負担金を拠出しているが故に、その理事は負担金に準拠してその数を定めている。しかもその負担金に応じて局長、部長、主事を事務局に送り、会長または理事長も、事務総長も同様負担金に応じて選出されているという全く一にも二にも負担金を基準とし、しかも理事が最高の意志決定機関であり、常務理事会がその決定に基づいて執行する機関でありながら、事務局が執行機関で、常務理事会や、理事会は審議、または諮問機関の如き実状にあるのが今日の全仏の現状である。このことは、概ね各宗務責任者が全仏理事としての責任を果し得ない実状が招いた欠陥であつて、勢い各宗派から出向の形で派遣した關係政治にならざるを得ない原因となつてゐる。意志決定機関は飽くまで理事会であり、その決定に基づいて日常の業務を執行するのは常務理事であり、事務局はその命を受けて業務に従事するのが原則であることを無視していることが第一に指摘されるべきであらう。

次に既に述べた如く、財団形式に社団法人方式を採り入れた形の変つた全仏は、資産から生ずる果実、事業収入、寄付金品の他に負担金を規定しているが、この負担金は、寄付行為第九章加盟団体の規定第三十五条によつて明らかな如く（この法人は、この法人の目的に賛同し、その事業に協力する各宗派その他の仏教団体を加盟団体とする）全仏という独立人格をもつ団体の協力者である宗派・団体が、維持会員の性格で拠出する維持費に當るものである。しかるに実際には、この負担金（維持費）拠出の団体を中心としてすべて運営され、その負担金の支出高によつて発言権の濃度が決定されてゐるところに第二の問題点がある。負担金（維持・協力費）の多寡によつて理事、評議員、常務理事、事務総長、局部長、主事更には会長、理事長までが、不文律で決定しているのが現状である。このように協力的加盟団体の負担金の多寡に応じて人事構成が決定し、しかもこれらの加盟団体を超えた独立人格をもつ法人が果して運営できるかどうかは根本的に再検討を要する点であらう。

一方、全仏は一般からみると、全日本仏教界を代表する中心機関であると誤見されながら、実はその内容と実力は順次露呈して評価が低下してゐるし、内部的にみても、加盟団体に所属する寺院から「全仏費」を徴収しながら、この間接的維持会員としての寺院とは無關係の状態であるところに全仏は一般寺院から何等存在を認められていない原因を招いている。この法人は加盟団体の一部役員との間のみ辛うじて接触が保たれているにすぎない。大衆から離反し、寺院僧侶から無関心の全仏、これが現状であるといわねばならない。

機構の刷新について

全仏に対する概括的な分析から緊急に刷新すべき問題点の提起と若干の具体例は次のようなものである。

- (一) 全仏は仏教精神を昂揚して文化の向上、社会福祉の増進、人類平和の確立に寄与するために適切なる事業を遂行する公益追求の民法法人であることを再確認すること。
- (二) 全仏は宗派、その他の仏教団体を協力・維持団体として加盟を求めてゐるが、固から独立した人格を付与された超宗派団体であることを再確認すべきである。
- (三) 右の認識に基づいて人事の構成、法人の運営を、この法人の目的に適合するよう考慮すべきである。
- (四) わが国唯一の仏教センターとして社会的影響力を涵養するよう工夫すべきである。
- (五) 協力・維持の団体として宗派が加盟し、その宗派の寺院数に準じて負担金を拠出している以上、全国の寺院は間接的、潜在的維持会員である。従つてこれら潜在維持会員不在の法人から積極的顕在維持会員としての意識を涵養する方策を講ずること。このためには地域仏教会の育成強化に努めることこの点に関しては別の五カ年計画を樹立して実践すること。
- (六) 全仏は、一面全国寺院僧侶の利益代表としての存在となるよう努める一方、仏教土壤の開発と、仏教意識の強化を図るための檀信徒の超宗的組織化を図ること。
- (七) 全仏という独立法人の運営のためには、仏教意識に富む財界、文化人等の有力者を経営陣営に採用すること。
- (八) 会長、および副会長は、寄付行為第十五条・第十六条に基づき、適正に推戴し、不文律を設けないこと。
- (九) 理事長は特定宗派の輪番制を廢し、理事会で全仏の業務に或程度傾倒し得る人材を選出すること。
- (十) 理事は同一宗派から多数選出することを避け、負担金の多寡にかかわらず広く適材の選出を考慮すること。同一宗派が多数の理事を選出しても、その理事間の意見の対立はあり得ないからである。
- (十一) 常務理事は、理事会が決定した事項または委任された事項を議決し執行する責任者であるから、各々総務・組織・国際文化等の担当を定め、その事務の執行を分掌すること。所謂關係的存在とすること。
- (十二) 事務総局に総務部（庶務課・財務課）、組織部（組織課・弘報調査課）国際文化部（国際課・文化課）の三部をおき、それぞれ事務を分掌する。
- (十三) 部長、主事以下の職員はそれぞれ専従とし、宗派の出向派遣形式を廢止すること。
- (十四) 会長・副会長・理事・監事および職員の間を三年とし、再任を妨げ

ないこととする。

(十五) 専門委員は、真にその部門のエキスパートに委嘱し、智的本部として企画立案を担当する重要役割とする。

(十六) 仏教徒アピール委員会を設け、社会問題に対し即刻に適切な仏教徒の意見、立場を大衆社会にアピールするよう努めること。

(十七) 加盟宗派団体に全仏係の設置を要請し、全仏と加盟団体の接触のための窓口とすること。その担当者を「全仏事務局参与」とする。

(十八) 情報化時代に即応するため、仏教興隆に必要な資料の蒐集、情報の伝達を積極的に行なうこと。これがため「全仏通信」の拡大強化を図り、その頒布に一段の強化策を講ずること。

(十九) 全仏に事業団を設け、文書伝道仏教行事用品等の作成販売を行ない、また仏蹟巡拝団、海外旅行等の幹旋を行なうこと。

(二十) 従来法人会計の性質上、予算外収入の用途の取扱いに不明瞭な点があるが、これら取扱いにつき厳重な細則を設けること。

(二十一) 仏教徒会議他、従来施行されている行事を根本的に再検討すること特に仏教徒会議は、仏教徒の意識昂揚のためのデモストレーションを中心とし、他方仏教界が当面する重要諸問題については加盟宗派、団体、学識経験者等による代表者会議を設置して討議

するよう工夫すること。

昭和四十六年六月十九日

各宗教化担当者会議

活発な意見交換

全仏では加盟各宗派の教化運動の発展のため、従来よりも教化資料の作成、調査をこころがけてきたが、このたび各宗派の教化担当者による教化運動の在り方に対する研究会を開催した。

去る六月五日午前十時より四時まで京都の浄土宗総本山知恩院和順会館地下会議室を会場に「第一回各宗教化担当者会議」を実施した。当日は白幡全仏文化局長の開会挨拶につづき、基調講演として「一隅を照らす運動について」天台宗教学部長武 覚円師、「おてつき運動について」浄土宗知恩院執事長鶴飼隆玄師の発表があり、この報告を中心に現代における教化活動の諸問題が話合れた。

各宗派ともに各々、独自の教化を展開しているが、互いに問題をかかえており全仏当局が、横の連帯の意味からも、このような企画を順次おこなってほしいとの要望が全参加者よりだされ、多大の成果をおさめた。

当日の出席者は、鶴飼隆玄(浄土宗) 武 覚円(天台宗) 竹中弘明(真言大覚寺派) 岡見宗璋(真宗木辺派) 芦田正憲(臨濟宗東福寺派) 橋爪親秀(西山浄土宗) 松平実禅(真言智山派) 高山宥進、

市橋俊昭(真言豊山派) 青木法鷹(妙見宗) 栗原正隆(日蓮宗) 山口諦存(浄土宗) 小田原利仁(曹洞宗) 田中賢誠、松本隆照(真宗本願寺派)の各師と稲田全仏理事長、白幡全仏文化局長、阿部同文化部長、服部同主事であった。



「新仏教読本」刊行すむ

全仏文化局

全仏文化局においては、数年前より時代即応の仏教読本の刊行が計画されていたが、このほど、その具体化が進められ第一回の「新仏教読本」刊行準備委員会が六月十七日に開催された。内容は今日の社会課題に対する仏教の解答を中心としたもので、八月二、三日に第二回会議を開き執筆者も選考される。委員は白幡局長、阿部部長、真溪義貴、金岡秀友、伊藤道機、白川良純、摩尼清之の各師。

暑中御見舞

申し上げます

真言宗 智山派

総本山 智積院

京都市東山区東山七条
〇七五(四)五三六一

化管 主長 那須 政隆

宗務 寺務長 田中 隆恵

法務 部長 西田 隆演

教化 部長 松平 実禅

総務 部長 別所 弘因

教学 部長 高井 隆秀

宗務 出張所長 小宮 勝憲

四十五年度事業決算を承認

全仏理事会

全日本仏教会では五月三十一日に事務総局において理事会を開催し、「昭和四十五年財団法人全日本仏教会事業報告並びに歳入歳出決算書」の承認をえた。

なお特別会計となっていた万国博関係については、第五号議案として提出され別記の通り可決承認された。またそれともない第八号議案財団法人全日本仏教会基本財産の設定については万国博施設参加法輪閣譲渡代金のうち一金一〇五〇〇〇〇〇円を基本財産として設定することが可決された。

万国博特別会計収入のうち地元仏教会拠出金が約四百万円不足になっているがその内訳は

京都府仏教会(一一〇〇〇〇〇円未納)
奈良県仏教会(一九九〇〇〇〇円未納)
和歌山県仏教会(八五〇〇〇〇円未納)となつてゐる。

なお当日の出席理事は稲田稔界、朽木正巳、釈秀伝、田中隆恵、熊野竜夫、立部瑞裕、岡野正道、工藤義修、栗本俊道、山中浩文、松本徳明、味岡良戒、南谷恵澄、井上憲司、清水谷孝尚、小林大蔵、伊藤哲雄、村瀬良彦、渡辺公允の各師である。

日本万国博覧会施設参加特別会計の部
昭和44年・45年度収支決算書

収入

一、金 四八、一五四、〇〇〇円
収入予算額

一、金 四五、四三四、八五三円
収入決算額

支出

一、金 四八、一五四、〇〇〇円
収支予算額

一、金 四五、四三四、八五三円
収支決算額

〇円
歳計剰余金

収入の部

科 目		予算額	決算額
款	項 目		
1. 拠出金		32,044,000	27,810,700
	1. 宗派拠出金	15,844,000	15,634,200
	2. 地元拠出金	10,000,000	6,060,000
	3. 団体拠出金	1,000,000	916,500
	4. 特別拠出金	5,200,000	5,200,000
2. 寄附金		6,000,000	5,660,950
3. 雑収入		100,000	759,940
4. 受取利息		10,000	116,674
5. 借入金		10,000,000	11,086,589
収入計		48,154,000	45,434,853

支出の部

科 目		予算額	決算額
款	項 目		
1. 建設費		25,000,000	24,924,682
	1. 建設費	25,000,000	24,924,682
2. 運営費		4,360,000	3,803,869
	1. 運営費	2,870,000	2,459,839
	2. 勸募費	760,000	287,000
	3. 備品費	360,000	280,000
	4. 諸費	370,000	777,030
3. 事務費		7,000,000	5,982,283
	1. 事務費	650,000	480,896
	2. 信託費	200,000	275,376
	3. 消耗費	50,000	18,670
	4. 印刷費	300,000	169,610
	5. 雑費	100,000	17,240
	6. 旅費	2,500,000	2,079,058
	7. 交通費	2,100,000	1,913,517
	8. 会議費	400,000	165,541
	9. 1. 委員会費	1,200,000	730,914
	2. 実行委員会費	800,000	443,110
	3. 会費	400,000	287,804
	4. 渉外費	1,300,000	1,383,665
	5. 1. 渉外費	1,300,000	1,383,665
	2. 諸費	1,350,000	1,307,750
	3. 1. 諸費	1,200,000	1,177,750
	2. 交際費	150,000	130,000

科 目		予算額	決算額
款	項 目		
4. 支払利息		800,000	689,769
	1. 支払利息	800,000	689,769
5. 雑費		294,000	34,250
	1. 雑費	294,000	34,250
6. 子備費		700,000	700,000
	1. 子備費	700,000	700,000
7. 返済金		10,000,000	10,000,000
	1. 返済金	10,000,000	10,000,000
支出計		48,154,000	45,434,853

日本万博法輪閣処分金報告書

法輪閣譲渡代金 10,500,000

日本万博運営費に一時流用 1,086,589

収支残

9,413,411
(住友銀行預金)

東京都仏教

連合会理事会

新役員選出のための理事会が、六月十六日北区西ヶ原昌林寺にある同会事務所で開催され、左記の役員が選出された。

会長 栗本俊道、常務理事 松田明道
小原寛澄、板橋宥成、大伴好雄、清水順

碩、渡沢文景、村瀬博道、肉倉貫義、新井智清、池野昌玄、小峰順誉、岩崎宗秀
吉水現祐、豊原信隆、郡司博道、監事
北川有光、屋間玄道、小林且昌、顧問
長岡國信、会長 栗本俊道は直ちに事務局長に郡司博道師を委嘱した。なお第四年度のアジア救済基金「目標額 三百万円、期間、七月より九月まで」も決議された。

暑中御見舞申し上げます

曹洞宗宗務庁

管長 岩本 勝俊
 宗務総長 山田 義道
 参議 福山 忍裳
 参議 宮前 鳳洲
 総務部長 朽木 正巳
 教化部長 金子 宗一
 財政部長 若山 運法
 教学部長 岡田 已成
 社会部長 阿部 博邦
 秘書室長 山崎 秀明
 広報室長 田中 亮三

真言宗豊山派宗務所

文京区大塚五ノ四〇ノ八
 〒112 (九四一)〇六三九
 管長 平林 宥高
 宗務総長 築山 定誉
 総務部長 浅井 堅教
 教化部長 高山 有進
 教務部長 永見 聖宏
 財務部長 久保 太清

神奈川県仏教会

会長 貝山 宣泰
 副会長 小沢 省元
 同 柴田 敏夫
 同 鈴木 敏範
 同 小崎 竜雄
 役員 一同
 事務所
 横浜市中区大平町九六 西有寺内
 事務局長 横山 敏明

(社) 全日本仏教婦人連盟

会長 大谷 智子
 副会長 一条 智光
 理事長 山本 杉
 事務局長 船口 暉子
 世田谷区桜上水四ノ九ノ七
 〒156 (三三〇) 一五九八

財団法人 全日本仏教尼僧法団

東京都新宿区大京町三一
 慈母会館
 (三五三)〇四二四

暑中御見舞申し上げます

浄土宗宗務庁

門主 岸 信宏
 宗務総長 小林 大巖
 教学局長 河合 孝勝
 総務局長 湊 麟祐
 宗務支所長 新谷 寛應
 教化部長 山口 諦存
 学事部長 加古 善広
 財務部長 松平 智禅
 庶務部長 真柄 大真
 兼八庶務部長
 兼企画部長 取扱
 小林 忍戒

浄土宗総本山知恩院

門主 岸 信宏
 執事長 鶴飼 隆玄
 法務部長 松室 隆哲
 布教部長 谷地 益雄
 護持信徒部長 立松 法禅
 庶務部長 二本松 聖順
 財務部長 本田 正義
 守 廟 長 赤木 定順
 施設事業部長 三宅 勇誠
 開宗八百年 慶讃会準備局
 事業部長 藤田 諒量
 庶務部長 赤平 昌導
 経理部長 関 真翁

日蓮宗宗務院

管 長 藤井 日静
 宗務総長 渡辺 公允

孝道教団

孝道山本仏殿

統 理 天台大僧正 岡野 正道
 副統 理 天台権大僧正 岡野 貴美子

横浜市神奈川区 孝道山

青森県仏教会

会 長 東 義寿
 青森市提町一蓮得寺内
 電 (34) 五六三九番

静岡県仏教会長

田 中 亮 三
 事務所
 磐田市城之崎福王寺内
 (〇五三八三) 二一五二八

暑中御見舞申し上げます

大本山成田山新勝寺

貫首 松田 照雄

大本山川崎大師平間寺

貫首 高橋 隆天

川崎市大師町四一四八
電〇四四(二六)三四二〇番

東京都仏教連合会

会長 栗本 俊道

常務理事 一同

財団法人
日本仏教鑽仰会

理事長 中山 理々

東京都北区赤羽台三ノ三四ノ二
赤羽法善寺内
電話 九〇〇一三三四一

財団法人
国際仏教興隆協会

名誉総裁 大谷 光照

会長 賀屋 興宣

理事長 巖谷 勝雄

役員 一同

黄檗宗大本山萬福寺

管長 加藤 慈光

宗務総長 森本 三鎧

千代田トラベル

港区南青山五ノ五ノ二〇
(千成ビル)
(四〇七) 三六一二〇二

取締役 織内 七郎

取締役 加藤 守雄

業務課長 菊島 輝男

浦和市高砂四一三一一八

埼玉県佛教会

会長 倉持 秀峰

副会長 佐久間 鎮雄

副会長 石塚 大喜

事務局長 北之内 真竜

箕泰彦・小沢富夫編

日本人の倫理思想

日本民族の思想・精神の源泉を
迎る初の体系的倫理思想史

A5判・326頁・1300円

東 宣 出 版

東京都千代田区富士見2-6-9
(電)03(263)0997 振替 154384

京 都 府 仏 教 会

暑 中 御 見 舞

会 長 平 野 龍 法
理 事 長 奥 博 良

お寺に仏旗をかがげよう

大	たて 150C—よこ 247C	¥ 4,500円	小	70C—100C	¥ 1,400円
中	90C— 135C	¥ 2,500円	手旗	35C—100C	¥ 300円

もめん 別染製 堅牢 (全日本仏教会制定意匠登録済)
各地区仏教会でまとめて御注文の際は価格の御相談に応じます。

財団法人 全 日 本 仏 教 会

111 東京都台東区西浅草1-5-5 電 話 03・843・6341~3

ねはん会 法要 現地厳修 インド日本寺上棟法要 インド、ネパール、ビルマ仏蹟巡拝団募集

本年五月セイロンにおいて開催されることになっておりました第十回世界仏教徒会議は同国の政情不安という不測の事態が突発し、明年五月に延期されることになりました。

全仏ではそれにかわるインド仏蹟巡拝団派遣を計画し、下記によって実施することになりました。

このたびの巡拝団は、釈尊ねはん会法要とインド日本寺上棟法要の現地での奉修と、四大仏蹟ビルマ、ネパール等の仏蹟をかね仏教による国際親善交流を行なうためのものであります。

二月は気候もよく全仏が公式に派遣する代表団でありますので、なにとぞこの有意義な巡拝団にぜひ御参加下さるようお願い申し上げます。

一、経 路 記

東京→德里→アグラ→ルンビニ→クシナガラ→ベナレス→カトマンズ→ブダガヤ→カルカッタ→ラングーン→東京

二、期 間

昭和四十七年二月九日より同月二十五日まで

三、団 費

三六五、〇〇〇円(ただし、旅券代 注射代査証代別)

四、申込方法

申込用紙に申込金五万円を添えて全仏国際局に申込みのこと。

五、参加定員

二十五名

うちすでに半数のお申込がありますから早目にお申込下さい。

六、申込締切

本年九月末日まで

詳細は電話またはハガキで照会下さい。

財団法人 全 日 本 仏 教 会

東京都台東区西浅草一の五の五(本願寺内)

電話 〇三三七八四三〜六三四三三

発行人 伊藤哲雄

編集人 白幡憲佑

発行所 財団法人 全日本仏教会
東京都台東区西浅草一五五(本願寺内)